

戦間期における青果物流通機構の形成と「帝国」

—— 台湾バナナを事例に ——

谷ヶ城 秀 吉¹⁾

はじめに

本稿の課題は、公式植民地が「帝国」に包摂され、「帝国化」する過程を流通面から検討することにある。かつて石井寛治は、日本資本主義の確立過程は統一的国内市場の形成過程を伴った、と指摘しつつ、かかる過程は地域に立脚した分析から深められなければならないと論じた。そして、具体的な観察対象として商品流通機構を取り上げ、近代的な交通手段の普及や生産者自身による流通機構の掌握が統一的国内市場の形成に重要な役割を果たしたことを主張したのである²⁾。しかし、ここでの石井らの分析は、かつての「帝国」を形成した「地域」である植民地を含まなかったから、これらの地域との流通機構は等閑に付されることになった。よく知られているように、戦前期における植民地からの財の移入は、日本の国内市場の形成や消費生活の変化に大きな影響を与えた。たとえばこれは、戦間期に急増した植民地米の移入やこれに規定された国内消費市場の変容から観察されているものの³⁾、流通機構は商品属性や取引主体の行動によって多様であったから⁴⁾、米穀以外の流通機構も分析対象としたうえで、その多様性が提示されるべきであろう⁵⁾。

1) 本学経済学部助教。

2) 石井寛治「国内市場の形成と展開」(山口和雄・石井寛治編『近代日本の商品流通』東京大学出版会、1986年)。

3) 代表的な成果として、持田恵三『米穀市場の展開過程』(東京大学出版会、1970年)、大豆生田稔『近代日本の食糧政策 対外依存米穀供給構造の変容』(ミネルヴァ書房、1993年)、中嶋航一「日本帝国の食糧需給構造の分析 台湾の『糖米相克』問題を中心に」(板谷茂・平野健一郎・木村光彦・朴一・柳町功・中嶋航一『アジア発展のカオス』勁草書房、1997年)、同「台湾総督府の政策評価 米のサプライチェーンを中心に」(『日本台湾学会報』8、2006年5月)、谷ヶ城秀吉「戦間期における台湾米移出過程と取引主体」(『歴史と経済』掲載予定)がある。

4) 中西聡は、形状、生産・消費形態、単価あたり重量、保存性など、流通した商品それ自体が持つ属性や外部環境に対応した経済主体と市場の関わり方が商品流通の多様性に影響を与えたと指摘している(中西聡「総括と展望」中西聡・中村尚史編『商品流通の近代史』日本経済評論社、2003年、339頁)。

5) 山室信一は、日本はいうまでもなく、フランスやドイツの事例においても国民国家と帝国は同時的

第1表 植民地期台湾の商品別対日移出額（年平均）の動向

（単位：千円）

	砂糖	米	バナナ	鉱石	パイナップル 缶詰	酒精	移出合計
1905 09	10,854 (49.2)	7,472 (33.9)	101 (0.5)	388	29	94	22,058
1910 14	28,586 (61.3)	9,527 (20.4)	384 (0.8)	576	104	1,113	46,671
1915 19	57,941 (58.7)	17,392 (17.6)	1,477 (1.5)	473	299	8,834	98,759
1920 24	107,224 (65.6)	24,424 (14.9)	6,587 (4.0)	295	966	4,702	163,505
1925 29	112,895 (52.6)	61,128 (28.5)	9,129 (4.3)	1,943	2,966	3,732	214,532
1930 34	124,999 (54.2)	61,862 (26.8)	7,944 (3.4)	5,600	4,224	4,176	230,579

（出所）台湾總督府財務局『台湾の貿易』（1935年）113 115頁より作成。

（備考）1. 「鉱石」は銅および金・銀の数値を合計したものを掲示した。

2. 砂糖・米・バナナの右側の括弧は、移出合計に占める割合を示す。

第2表 東京市場における青果物流通の動向（1929 1934）

（単位：千円）

	ミカン	リンゴ	バナナ	梨	大根	スイカ	取扱合計
1929	2,791 (12.1)	1,944 (8.4)	1,311 (5.7)	758	940	903	23,125
1930	2,972 (14.1)	2,074 (9.8)	1,491 (7.1)	779	435	732	21,122
1931	3,274 (14.3)	2,260 (9.9)	1,509 (6.6)	863	680	730	22,817
1932	3,787 (14.9)	2,766 (10.9)	1,508 (5.9)	925	804	789	25,384
1933	4,311 (14.4)	3,488 (11.6)	1,430 (4.8)	1,111	907	994	30,025
1934	3,784 (12.9)	3,195 (10.9)	1,513 (5.2)	1,064	1,079	785	29,234

（出所）東京市役所『東京市青果市場年報』各年度より作成。

（備考）1. 本表は、神田市場と江東市場の合計値を掲示した。

2. ミカン・リンゴ・バナナの右側の括弧は、取扱合計に占める割合を示す。

以上の問題意識を背景として本稿は、戦間期における植民地台湾のバナナ移出の展開過程を事例に前述の課題に接近することとする。多くの商品が流通した中で、バナナが選択される理由として、流通額の大きさが挙げられよう。第1表に1905年から1934年における台湾の商品別対日移出額を示した。周知のように、植民地期の台湾は日本国内市場に砂糖⁶⁾と米を供給する

かつ相互補完的に形成されたのであり、「国民国家そのものもまた国民帝国としての性格を一国内に反射させ凝縮させながら形成されてきた」と指摘する（山室信一『「国民帝国」論の射程』山本有造編『帝国の研究 原理・類型・関係』名古屋大学出版会、2003年、96頁）。換言すれば、帝国日本の形成過程に対する目配りは、近代日本の国民国家形成を論じるうえで豊富な示唆を付与しうることを指摘するものといえよう。本稿は、生産・消費および両者を結合する流通過程の分析からこれを試みたものとも位置づけられよう。

- 6) 植民地期台湾の砂糖流通に関する近年の成果は以下の通り。平井健介「1900～1920年代東アジアにおける砂糖貿易と台湾糖」（『社会経済史学』73（1）、2007年4月）、大澤篤「帝国内分業と経済発展 日本における精製糖生産の展開と日本帝国」（堀和生編『東アジア資本主義史論』2、ミネルヴ

役割を担っており、この2つの商品だけで全移出額の80%程度を占めている。これに対して本稿が分析対象とするバナナの割合は4%前後に過ぎないものの、砂糖・米につぐ移出額を記録している。また、消費市場における流通額の大きさにも注目したい。第2表に1929年から1934年の東京市場における青果物の取扱額を示した。ここでは、すべてが台湾から移入されるバナナの流通額はミカンやリンゴには劣るものの、これらにつぐことが確認しうる。つまり、バナナは台湾にとって砂糖・米につぐ重要な移出品であっただけでなく、日本国内の青果物流通においても有力な商品の一つであったことが認められよう⁷⁾。

さて本稿は、前述の課題を達成するための具体的な論点として以下の2点に着目する。第1に、戦間期におけるバナナ流通の変容過程を国内青果物流通機構との関係や比較から論じる。戦間期の青果物流通を対象とした研究には分厚い成果があるが⁸⁾、ここではさしあたり三国英実の諸研究から論点を提示しておこう。三国は、1923年の中央卸売市場法の施行によって消費地問屋と仲買人、あるいは消費地問屋と産地の関係が大きく変容したことを論じたが、本稿が着目する後者については次の3点を指摘している。すなわち、(1) 従来、流通過程の主導的地位にあった消費地問屋は中央卸売市場の開設を契機に株式会社組織へと改組され、中央卸売市場に収容されたが、かかる大規模中継卸売商業資本の形成は他方で生産者の組織化を促したこと⁹⁾、(2) せり取引の開始は、商業資本によって独占されていた価格情報の公開を意味したから、それまで価格情報を得ることができなかった多数の生産者は出荷経費などを自分で計算するようになり、共同出荷による販売が促されたこと、(3) 以上のような事態は産地における集荷過程を担っていた移出商の活動に制限を加え、また流通過程に進出した生産者との矛盾を深めた、と指摘し、このような変容は「強力な国家の指導のもとに……実現した」ことを論じた¹⁰⁾。第1次世界大戦以後の流通機構は、問屋＝卸売商の後退とメーカーの流通組織化・前方

ア書房、2008年)、大島久幸「砂糖流通過程の錯綜性とメーカー主導型流通機構の形成」(久保文克編『近代製糖業の発展と糖業連合会 競争を基調とした協調の模索』日本経済評論社、2009年)。

7) 1935-38年の大阪中央卸売市場における地域別青果取引額(年平均)は、青森266万円(同卸売市場における取引総額の12.0%)、大阪254万円(同11.4%)、和歌山220万円(同9.9%)、台湾189万円(同8.5%)、静岡122万円(同5.5%)であった(大阪青果『青果取引概要』1938年、3-11頁)。台湾から出荷される青果の約90%はバナナであったから、ここからも国内青果市場におけるバナナの重要性が理解されよう。

8) 青果物流通に関する研究はきわめて多いが、本稿ではさしあたり以下の代表的な成果を掲げておく。藤田貞一郎『近代生鮮食料品市場の史的研究 中央卸売市場をめぐって』(清文堂出版、1972年)、中村勝『近代市場制度成立史論』(多賀出版、1981年)、菊池良一「青果物市場の市場構造分析 神戸市場の事例」(『政経論叢』55(3・4)、1987年2月)、原田政美『近代日本市場史の研究』(そしえて、1991年)。

9) 中央卸売市場法施行以前における中心的な青果物出荷者は産地商人であったが、1930年のシェア(果実類)は次のように変化した。生産者団体40%、生産者個人13%、同業組合10%、産地移出商28%、他都市市場業者9%(三国英実「生鮮食料品市場の近代化と商業資本」(『社会経済史学』54(1)、1988年5月、61頁)。

10) 同上、60-63頁。

統合を基調として進展したが¹¹⁾、三国の研究では青果物流通の領域においても同様の事態が生じていたこと、ただし、その変容は政治権力の介入を要したことが強調されたのである。本稿の議論もこの見解をおおむね支持するものである。しかし、三国自身も指摘しているように中央卸売市場の設置を契機とする流通機構の変化は、産地の状況や移出商のあり方など、それぞれの流通機構において形成された取引制度に強く規定されたから¹²⁾、その結末は個別実態の積み上げから論じられるべきであろう。また、立法を主体とする中央政府の流通政策やその思想については、これまでかなり詳細に論じられているもの¹³⁾、中央政府の措置に対する地方行政の対応は十分に論じられてきたと言え難い。そこで本稿では、中央卸売市場の設置までに形成されたバナナ移出の取引制度を観察しつつ、流通機構における台湾総督府や台中州といった植民地行政の機能を詳細に論じることとしたい。

第2に、近年、研究の進展がとりわけ著しい流通史・物流史研究の成果を意識して台湾内における地域経済の形成を主として日本本国との関係性から論じる。日本経済史の研究領域は、近代的な交通機関の発達に起因する都市消費構造の変化や産地の形成に与えた影響をしばしば論じてきたが¹⁴⁾、植民地期台湾を取り扱ってきた諸研究は、台湾を「台湾大^{サイズ}」として捉えてきたため、日本との実態的な経済的諸関係は看過されがちであっただけでなく、それとの関係によって形成される台湾内の地域経済が意識されることも少なかった¹⁵⁾。もちろん、2000年以降の台湾における台湾史研究の高まりは¹⁶⁾、台湾内の地域にも目を向けることとなったが、地域経済の形成過程と「帝国」経済圏のそれを関連づけた成果は十分に蓄積されているとは言え難い。その数少ない成果のうち、本稿では地理学的アプローチから台湾内地域のバナナ産地に注目した古関喜之の研究を取り上げて批評しよう¹⁷⁾。

11) 幸野保典「都市化の進展とメーカーの流通支配」(石井寛治編『近代日本流通史』東京堂出版、2005年) 65-69頁。

12) たとえば青森県のリンゴ移出の場合、中央卸売市場の設立によって価格情報を取得した生産者は、産地と消費地の価格差を収益源とした移出商に対抗するものの、実際に対抗しえたのは富農的リンゴ生産者に限定されており、大部分の零細生産者は資材資金の関係から依然として移出商との強い結びつきのもとに置かれたという。なお、三国は1934年の青森県におけるリンゴ移出の約60%は依然として移出商が担っていたと指摘している(三国英実「青果物市場の展開と産地商人資本 りんご移出商の発展過程」(『北海道大学農経論叢』24、1968年2月)。

13) たとえば、鈴木幾多郎「流通政策の政策課題と政策論理」(1) (『経済経営論集』35 (2)、1993年10月) などがある。

14) 代表的な成果として、大豆生田稔「東北産米の移出と東京市場」(中西聡ほか編、前掲書)、中村尚史「北部九州における近代的交通機関と商品流通 肥後米移出を中心に」(同前) などがある。

15) これは、たとえば涂照彦『日本帝国主義下の台湾』(東京大学出版会、1975年)の視角に代表されよう。

16) 近年の台湾史研究の動向については、谷ヶ城秀吉「台湾」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年)を参照されたい。

17) 古関喜之「台湾香蕉産業発展と日本市場の関係」(『台湾文献』59 (4)、2008年12月)。なお、植民

伝統的にバナナ生産が盛んであった中部と新たに産地として登場した南部に区分して叙述した古関の研究は、産地や生産構造、日本市場への依存性が植民地期に生成され、そしてそれらが現在もなお規定的であることを南投県集集鎮および高雄旗山鎮でのフィールドワークや関係者からのヒアリングを通じて確認した貴重な成果である。ただし、同稿の分析は、現在の状態と植民地期の一時期を静的に比較観察することに主眼を置いたから、中部と南部の産地併存状態やその形成過程がアプリアリに処理されているという問題を孕んでいる。そこで本稿では、古関の成果では十分に論じられなかった産地の形成過程を海上輸送経路の整備やそれを促した環境、さらに消費地との関係から検討することとする。

本稿は、以上に述べた2つを軸に次の要領で議論を展開する。まず、はじめに基礎的なデータを確認しつつ、1910年代から1920年代前半にかけてのバナナ移出の展開を概観することで本稿が検討すべき論点を探り当てる。ついで、1924年に設立された台湾青果株式会社やその設立を主導した総督府・台中州の流通過程上における機能を論じ、海上交通網によって結びつけられる産地と消費地の関係を観察しつつ、最後に本稿で得られた知見をまとめたい。

1 1910 20年代前半におけるバナナ移出の展開

(1) バナナ生産および移出の数量的確認

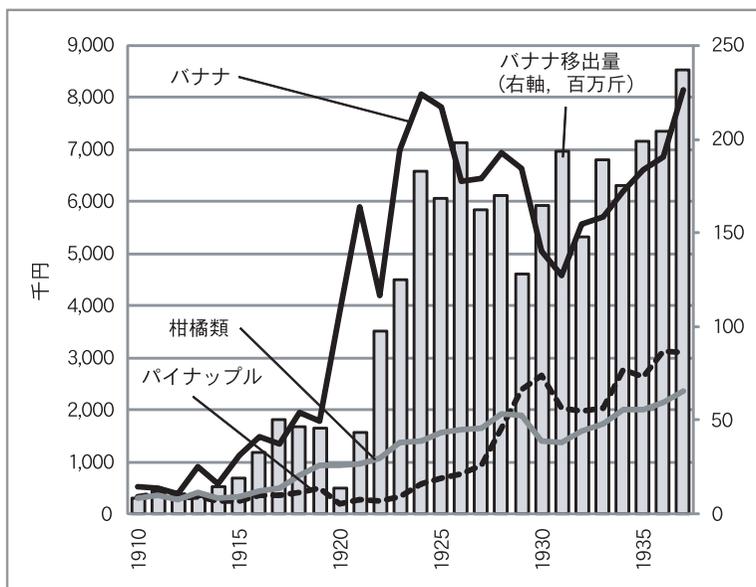
亜熱帯域に属する台湾では現在でも数多くの果実が生産されるが、その多くは植民地期に商品作物化されたものである。これらを代表するバナナ、パイナップル、柑橘類の生産額とバナナ移出量の動向を第1図に掲げた。1910年の生産額は、バナナ53万円、パイナップル33万円、柑橘類31万円にすぎなかったが、その後、いずれの果実も生産額の急増が認められる。とりわけバナナの出荷開始から徐々に増加しつつ、ミカン・リンゴが出荷される11月以降にピークを迎える。つまり、日本国内の果実出荷は1年の後半期に偏倚しているのだが¹⁸⁾、年間を

以上のようなバナナ生産・移出の拡大要因は、次の点から説明しよう。まず、消費地との関係が指摘される。第2図に日本国内における果実の輸送状況を掲げた。果実の輸送量は、7月のモモ・スイカの出荷開始から徐々に増加しつつ、ミカン・リンゴが出荷される11月以降にピークを迎える。つまり、日本国内の果実出荷は1年の後半期に偏倚しているのだが¹⁸⁾、年間を

時期台湾のバナナ産業を取り扱った成果として、趙祐志「日治時期日人在台退職官吏と台湾青果会社及青果同業組合的運作」(『重高学報』8, 2005年6月)、吳念容「日治時期台中州青果同業組合之研究」(東海大学歴史学系研究所碩士論文, 2006年)がある。

18) 以下、神田市場協会神田市場史刊行会編『神田市場史』上(神田市場協会神田市場史刊行会, 1968年)1024-1026頁。

第1図 青果物生産額およびバナナ移出量の動向



(出所) 台湾総督府殖産局特産課『主要青果物統計』(1937年), 台湾総督府殖産局農務課『主要青果物統計』(1943年)より作成。

(備考) 原資料では1933年以降の移出量は籠単位で表示されていたが, 1籠 = 75斤で換算した。

通じた収穫が可能であるバナナは, 果実の市場出回りが少ない5-6月に収穫時期が調整されて出荷されている¹⁹⁾。つまり, 日本国内の青果消費市場においてバナナは, ミカン・リンゴといった太宗商品との直接的な競合を回避しつつ, 端境期に集中して出荷することで移出量を拡大したものと思われる。

また, 生産面では経済的利益を求める台湾人農民の行動にも注意を要しなくてはならない。バナナは山地, 畑地, 水田のいずれにおいても栽培が可能であるだけでなく, きわめて効率的な換金作物であったこと²⁰⁾, 他の果実栽培と比して格段に収益性が高かったことが台湾人農民をバナナ栽培に駆り立てたと考えられる²¹⁾。加えて注目したいのは, バナナ生産量が1920年を

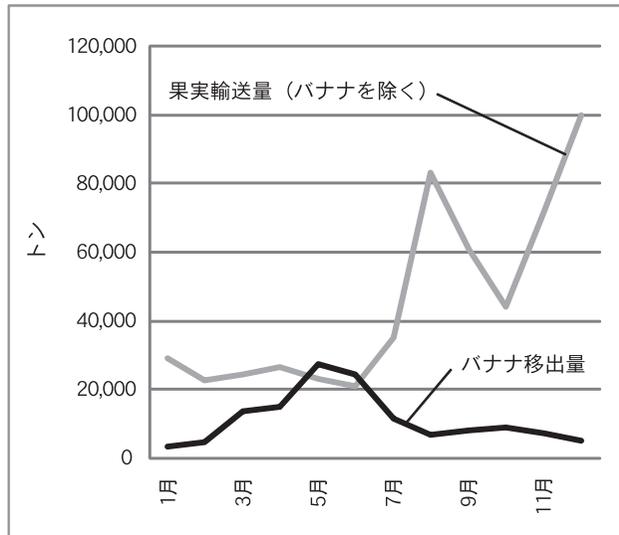
19) バナナの出荷時期について鉄道省運輸局は以下のように報告している。

バナナは芽根により繁殖する高さ二十尺余に達する大形の多年草である苗植後十ヶ月乃至十四ヶ月を経れば結実を見収穫し得ることとなるから近年は栽培者に於て大に工夫し早春植付をなし内地需要の最も旺盛な翌年五, 六月頃果実を収穫する傾向を有するに至つた従つて内地移入も五月より七月迄が増加するを恒例とする(鉄道省運輸局編『野菜, 生果二関スル調査』1926年, 110頁)。

20) 「芭蕉実は……其の栽培管理の簡易にして他作物の如き煩瑣なる作業を要せざるのみならず, 随時市場に搬出して現金に換ゆることを得る等諸種の利点あり」(台湾総督府殖産局『台湾の芭蕉産業』1930年, 2-5頁)。

21) 1915年における台湾総督府殖産局の調査によれば, 栽培開始から5年後の累積収益(いずれも台北州中園の数値)は柑橘類0.8円, パイナップル20.6-48.4円に対し, バナナは766.4-779.2円であった(台湾総督府殖産局『台湾重要園芸作物二関スル調査』1915年)。

第2図 季節別果実輸送量の動向 (1925)



(出所) 台湾総督府殖産局『台湾の芭蕉産業』(1930年) 36頁、鉄道省運輸局編『野菜、生果二関スル調査』(1926年) 24-26頁より作成。

(備考) バナナ移出量は、原資料では籠単位であったが、1籠 = 75斤 = 0.0045トンで換算した。

ボトムとして急激に拡大していく点であるが、この拡大要因を台湾総督府殖産局長の喜多孝治は以下のように説明している。

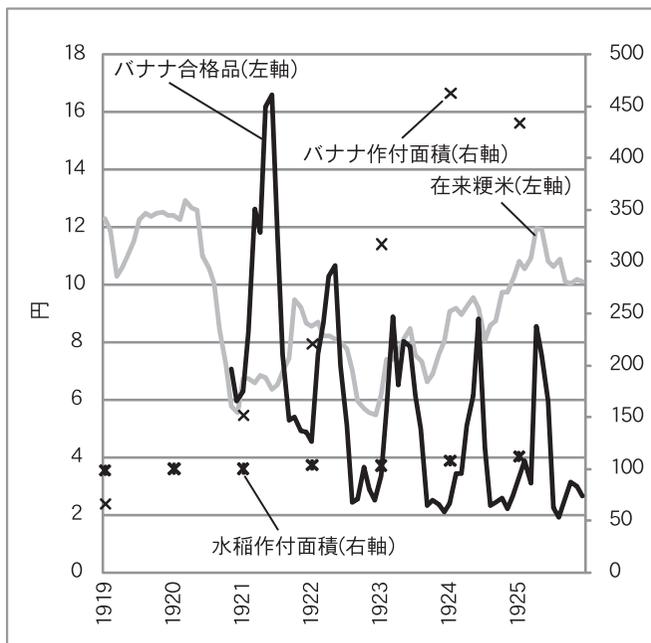
前々年 [1921年 引用者] 来引続き相場が非常に昂上して居るので米価の不味な、そして糖況の不振なる時に当って手数之余り掛らず生産費も割安で済み而も収益の多い芭蕉実の栽培を大に刺戟したのは当然の事と思われる²²⁾

1920年以降におけるバナナの移出拡大について喜多は、同年3月の株価暴落に端を発する20年恐慌による砂糖・米の価格下落およびバナナ価格の相対的な高騰を要因としているが、この点を第3図で観察してみよう。台湾市場における在来粳玄米価格は、日本国内の米価が急落する1920年6月から暴落し、以後、1925米穀年度の2期米が出荷されるまで低迷が続く。他方、1918年には3.77円であった100斤あたりバナナ価格は、1919年には6.26円、ついで1920年には暴風雨による生産減によって15.74円に急騰するとともに²³⁾、1922年頃までは相応の価格を維持している。こうした価格の推移は、すぐさま台湾人農民の行動へと結実する。1916年には3,019甲であったバナナ作付面積は、1919年には2,690甲へと落ち込むものの、以後反転上昇し

22) 『台湾日日新報』(1923年4月23日)。

23) 台中州青果同業組合『台中州青果同業組合統計一覧』(1930年) 128頁。なお、原資料では1籠あたりの価格が掲載されていたが、ここでは1籠 = 70斤で換算した。

第3図 バナナおよび米の価格・作付面積



(出所) 台中州青果同業組合『台中州青果同業組合統計一覧』(1930年), 台湾総督府殖産局特産課, 前掲『主要青果物統計』, 台湾総督府殖産局『台湾米穀要覧』(1937年)より作成。

(備考) 1. 価格はそれぞれ100斤あたり。
2. 作付面積は1920年を100とする指数で示した。

て1924年には1万8,727甲に達する²⁴⁾。つまり1919年からわずか5年間でバナナ作付面積は約7倍になったのであり, 前述の喜多の指摘が数値データからも裏付けられよう。

以上に示したように, バナナは国内の果実消費市場の端境期に出荷しえたという商品特性と経済的な利益を求めた台湾人農民の行動によって生産量および対日移出量を急伸させたが, 次にこの移出取引の担い手について若干の観察を試みよう。

(2) 移出取引の担い手と流通過程の問題点

生産者から直接, あるいは中間仲買人から間接に相対取引でバナナを買い入れた移出商は²⁵⁾, 各自でこれを包装したのち, 取引運送店に委託して国内の消費地問屋へ出荷した²⁶⁾。1914年, 移出商らは生産者保護, 価格の安定, 輸送の統一を目的として中部台湾青果物仲買商組合を組

24) 台湾総督府殖産局特産課『主要青果物統計』(1937年) バナナ1頁。

25) 生産者からバナナを買い入れ, 国内の消費地問屋へ移出する業者は, 当時の資料や文献では「移出業者」「移出仲買人」「産地仲買人」「仲買人」など, さまざまに呼称されているが, 本稿では煩雑さを避けるために「移出商」に統一して呼称する。

26) 以下, 台湾青果同業組合聯合会『創立十年史』(1937年)7頁および台中州青果同業組合『二十年史』(1938年)121-123頁。

織し、翌年には重要物産同業組合法の適用を受けて中部台湾青果物移出同業組合へと改組する²⁷⁾。

当時の移出商の出自は、資料の強い制約からほとんど明らかにならない。そこで、さしあたり組合発起人の名簿を見ると、23名のうち6名が日本人、17名が台湾人であったことが確認される²⁸⁾。また、発起人23名のうち6名の業務内容が別の資料から判明するが、そのうち5名が「果実移出商」と「運送業労力請負業」を兼営していることがわかる²⁹⁾。そして、彼らの中から組長（梅谷直吉）と副組長（蘇蟬）が選出されていることから、先駆的なバナナ移出の担い手は商業部門と輸送部門を兼ね備えた者であったと思われる。ただしその後、兼営移出商は自己の貨物を最優先で取り扱ったために専業移出商の反感を買うこととなった³⁰⁾。1917年5月の専業運送業者による合資会社台湾青果物運輸組の設立および台中州青果組合との一手輸送契約締結や、同年12月の梅谷の組長辞職といった事態を経て1920年頃までには商業部門と輸送部門の担い手が分離したと思われる。

第3表に台中州青果組合の組合員数および取扱高の推移を示した。後述するように、1923年以降、生産者にも同組合への加入資格が与えられるが、ここでは移出商の動向だけを確認しておこう。組合設立当初には57名であった組合員数は、1925年には約3.5倍の203名に達するが、その間の組合員の出入りは激しく、1914年から1925年までの12年間に743名が組合に加入し、540名が脱退している。つまり、多数の移出商が取引に参入し、激しい競争を展開していたことが示唆される。

次に移出商の経営規模を取扱高から推定する。まず、比較の一例として海産物移入商の経営規模を確認しておく。別稿で筆者は、1912年には1万3,000円であった海産物移入商の1店あたり取扱高が1919年には約11万円へと拡大し、1930年代には「台湾のみならず内地対岸に於いても相当に知られ」³¹⁾る「本島屈指ノ貿易商」³²⁾へと成長する者も登場することを指摘した³³⁾。

27) 同組合は1921年には台湾青果物同業組合、1925年には台中州青果同業組合へと目まぐるしく名称を変更するが、以下、すべて台中州青果組合と表記する。

28) 台湾青果同業組合联合会、前掲書、5頁。かつて涂照彦は、米穀移出の展開過程の分析から「土着の土壟間を中心とする島内取引機構と日本資本の移出商を中心とする移出取引機構とが相互補完的に並存する、いわば二重構造が形成された」とし、植民地期台湾人商人は「日本勢力の及ばない島内取引において活躍」したにすぎないとする「二重構造論」を展開した（涂、前掲書、205、397頁）。しかし、本稿にも示したように実際には多数の台湾人商人が日本との取引に参入していることから、涂の見解は否定されるべきであろう。

29) 杉浦和作『台湾商工人名録』（台湾商工人名録発行所、1912年）、台中州青果同業組合、前掲『二十年史』、5頁。

30) 以下、台中州青果同業組合、前掲『二十年史』100-101頁。

31) 林進発『台湾官紳年鑑』（民衆公論社、1932年）112頁。

32) 台湾新民報社編『台湾人士鑑』（台湾新民報社、1937年）171頁。

33) 谷ヶ城秀吉「函館における海産物移出の展開と植民地商人」（『社会経済史学』75（1）、2009年5月）

第3表 台中州青果組合の組合員数および取扱高

(単位：人)

	移出商				生産者 (年度末)
	加入	脱退	年度末	1人あたり 取扱高 (千円)	
1914	57	-	57	12	-
1915	31	-	88	12	-
1916	41	3	126	13	-
1917	54	53	127	16	-
1918	268	226	169	12	-
1919	42	151	60	30	-
1920	28	20	68	61	-
1921	32	17	83	83	-
1922	46	15	114	73	-
1923	21	25	110	107	-
1924	63	13	160	74	1,026
1925	60	17	203	63	1,014
合計	743	540			

(出所) 台湾総督府殖産局特産課，前掲『主要青果物統計』バナナ14頁，台中州青果同業組合『二十年史』(1938年) 167頁より作成。

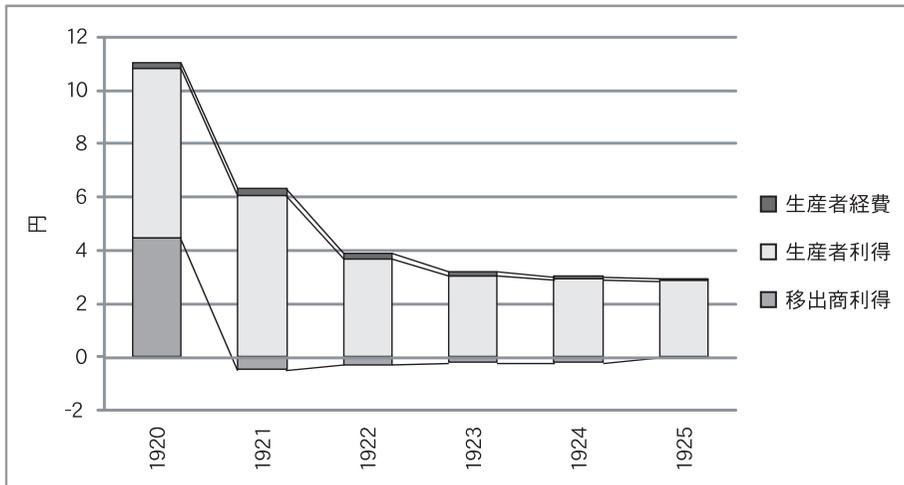
(備考) 1. - はゼロを示す。

2. 1人あたり取扱高は，各年の移出額を年度末組合員数で除した。

これは戦間期において台湾人を中心とする在台湾中小商人が急激に発展したことを意味するが、この点についてバナナ移出商についても確認しておく、前掲第3表に掲げたように、1914年には1万2,000円ほどであった1人あたりの取扱高は、移出量の拡大に比例して上昇し、1920年には約6万円、1923年には約11万円へと成長していることが確認出来る。つまり、海産物移入商と同様に当初は零細であったバナナ移出商の経営規模も徐々に成長しつつあったこと、前掲第1図に示したバナナ移出の拡大を考慮すれば、バナナ移出商の場合も相当規模に成長する可能性を孕んでいたことが理解される。

しかし、第3表では、バナナ移出商1人あたり取扱高は1923年をピークとして漸減しており、海産物移出商のような相当規模の取引主体には成長できなかったことが示されている。この背景としていくつかの要因が考えられるが、その主たる問題点は1920年以降の生産量の急増とこれに連動する移出量の急伸が供給過剰を生み出し、市場価格を押し下げたために移出商の利潤

第4図 価格構成の推移（1籠=75斤あたり）



(出所) 台中州青果同業組合, 前掲『台中州青果同業組合統計一覧』より作成。

を圧縮したことにあつたと本稿は考えている。市場価格の低下傾向は、前掲第3図からもおおむね看取しうるが、ここでは別のデータを使ってより詳細に検討しよう。

当時のバナナ産業に関する調査は、主として生産者利得の動向に関心が置かれたため、移出商のそれを示す数値は得られない。そこで輸移出相場から生産者利得および生産者経費を差し引いたものを移出商の利得と仮定して第4図に価格構成を示した。同図からは、価格が高騰した1920年の移出商利得は輸移出相場価格の約40% (5.93円) を占めるものの、1921年以降はマイナスを示していることが見て取れる。もちろん、すべての取引において移出商が損失を蒙ったわけではないだろうが、少なくとも1920年代前半の移出量拡大の局面においてその担い手である移出商の収益性は、おおむね悪化傾向にあつたと判断してよいだろう。この証左として念のために同時代の観察を以下に掲げておく。

[移出商は 引用者] 内地に於て相場の高値時代には充分なる利益を獲得する代りに内地価格の暴落に際し芭蕉実に対する手取金なき場合に於ても損失を予期しつゝ尚百斤一円以上にて生産者より買取りを敢行して居つた³⁴⁾

つまり、バナナ価格の下落によって移出商の取引利潤が圧迫されていたことが同時代の観察者によって指摘されており、本稿が示した第4図と合致する。他方、第4図は生産者利得も縮小傾向にあつたことも示しているが、この点について『台湾日日新報』は、次のように報じて

34) 佐藤政蔵『芭蕉実界の現状』(台中出版協会, 1930年) 57頁。

いる。

生産増加し供給過剰となり百斤二円五十銭位に暴落しても尚ほ且つ一甲歩から五百円の生産があり之に要する生産費を差引ても農家は三百四十五円に利益を収めることが出来るのであるから……農家の利益は憂慮すべき程のものではない現在は芭蕉実商よりも寧ろ百姓が儲かり過ぎて居るのである³⁵⁾

ここでは、生産者の利潤も移出商のそれと同様に価格低下に伴って相応に縮小したものの一定の利潤は確保していたこと、移出商の立場から見れば価格変動リスクを生産者に転嫁しえなかったことが示されている³⁶⁾。

では、なぜ移出商はこのような行動を取らざるをえなかったのであろうか。この点について前掲した台中州青果組合『二十年史』は、「大正九年度に至り産地買入れは糶市制度となりしより、勢ひ相場を煽る傾向ありて、内地相場を度外視し競争激甚となりし為、回収不能続出し多大の損失を蒙り殆んど再び起つ能はざる状態に陥りし³⁷⁾」と説明している。つまり、零細移出商間の過当競争と現金取引を基調とする1920年9月の産地せり市の開始は³⁸⁾、産地価格と消費地における仕切価格のアンバランスを発生させたものと思われる。以上の問題点をふまえたうえで、次に移出商の対国内取引について見ておこう。

当時のバナナ移出の取引は、産地において移出商が自己計算で買い付けた商品の販売を国内の消費地問屋に委託する方法と、国内消費地問屋の買付注文に応じて移出商が産地買付を行い、取引手数料を得る方法があった³⁹⁾。しかし、移出商が自己の計算で買い付ける前者の場合、袖下売買という国内市場の取引慣習によって仕切価格が公表されないだけでなく、仕切金の送付はたびたび遅延したから、移出商にとってはきわめて不利な取引となった⁴⁰⁾。また、手数料取引である後者の場合も、産地における買付資金は移出商が立て替えることが一般的であっただけでなく、消費地問屋がたびたび「腐敗、又は不着等種々の口実の下に多額の値引を強要し」

35) 『台湾日日新報』(1922年7月16日)。

36) この点について佐藤政蔵は、「移出業者は一種の価格調節機関としての機能を發揮して居た」(佐藤, 前掲書, 57頁)と指摘している。ここからも価格変動リスクを負担した移出商の姿が垣間見えよう。

37) 台中州青果同業組合, 前掲『二十年史』, 126頁

38) 1920年9月, 台中, 霧峰ほか6カ所に産地せり市が開設され, ついで同年11月から日台容器株式会社がこれを運営したが, 「仲買人 [= 移出商 引用者] が現金即時払不能の場合容器会社にて一時立替の取扱をなし」という(『台湾日日新報』1923年3月27日)。

39) 以下, 台中州青果同業組合, 前掲『二十年史』125-128頁。当時の取引は自己計算による買付が3割, 手数料取引が7割であったと報告されている。

40) 神田市場協会神田市場史刊行会編, 前掲書, 657, 1113頁。袖下売買では, 売り手と買い手が袖の中で数を表す指の形を握りあって値段が決定された。それゆえ, 第三者に売買価格が公開されないだけでなく, 当事者の気分次第で値段が上下したという。

てきたため、移出商は「各得意先を争ふ関係より不条理なる要求にも応ぜざるを得ざる立場」とならざるをえなかった⁴¹⁾。要するに、前述した過当競争によって移出商は消費地問屋に対しても生産者に対しても自己に有利な取引形態を形成しえない環境にあったこと、かかる環境が移出商の収益を圧迫したことがうかがえよう。

他にも台中州青果組合『二十年史』は、揺籃期の移出取引に関するさまざまな問題点を指摘しているが⁴²⁾、紙幅の制約がある本稿は、行論の必要に応じて以下の問題に着目した。すなわち、第1に移出取引には多数の商人が参入して激しい競争を繰り広げ、かかる移出商の活動によって対日移出量が急増したことである。ただし、これはすぐさま供給過剰を誘発し、市場価格を下落させ、ひいては移出商の収益性を圧迫したから、移出商の活動は困難に陥った。また、第2に腐敗性が強いバナナの商品特性は、取引に強い時間的制約を課したため、移出商の活動は情報の非対称と相まって消費地問屋に対して交渉劣位となっただけでなく、産地における激しい買付競争によって買付価格をも支配しえず、価格変動リスクをすべて負担したことである。それゆえ、取引主体間競争の調整や価格情報の共有化など、流通過程における一般的な問題の解決が円滑な取引を実現するための課題とされたのである⁴³⁾。

2 台湾青果の成立と移出取引の展開

(1) 台湾青果の設立

端的に言えば、前章で指摘した取引上の問題点を解消すべく台湾総督府や台中州主導で設立されたのが、台湾青果株式会社（資本金150万円、本社：台中市）である。ただし、国内において青果物流通政策を策定した内務省社会事業調査会「中央市場設置要綱」が、物価の安定を目的として中間利潤の排除を試みたのに対し⁴⁴⁾、台湾青果の設立それ自体は移出商の排除を直接的に目論んだものではなかった。前章注38で触れたように、1920年9月に設置された産地せり市は民間企業である日台容器によって運営されたが、1923年3月に総督府は、産地せり市の経営を市街庄に移管して移出商が負担する手数料を0.20円から0.12円に引き下げつつ⁴⁵⁾、移出

41) 台中州青果同業組合、前掲『二十年史』126頁。

42) そのほか、『二十年史』では検査や包装といった品質に関する問題点も指摘されているが、本稿では割愛することとする。

43) 当時のバナナ取引の問題点について『台湾日日新報』（1920年11月3日）は以下のように報じている。商業上の内容に至つては複雑極まるものである、生産地の紛争、仲買同業者間の軋轢、市場の不整理、運輸機関の不統一、内地商人との連絡不一致の如き、緯となり経となつて紛争し、事実上バナナの生産額に多大の損害を蒙つてゐるのである。

44) 中村勝「中央卸売市場法の成立」（卸売市場制度五十年史編さん委員会編『卸売市場制度五十年史』1、1979年）841頁。

45) 『台湾日日新報』（1923年3月27日）。

第4表 台中州におけるバナナ生産者の分布 (1928年3月末)

(単位:人)

	北部		南部		山間部		合計	
		(%)		(%)		(%)		(%)
2甲未満	2,331	(50.7)	8,628	(100.0)	1,667	(60.2)	12,626	(79.0)
2甲以上4甲未満	1,562	(34.0)	-	-	644	(23.3)	2,206	(13.8)
4甲以上6甲未満	472	(10.3)	-	-	235	(8.5)	707	(4.4)
(小計)	4,365	(95.0)	8,628	(100.0)	2,546	(92.0)	15,539	(97.2)
6甲以上8甲未満	136	(3.0)	-	-	114	(4.1)	250	(1.6)
8甲以上10甲未満	43	(0.9)	-	-	53	(1.9)	96	(0.6)
10甲以上	53	(1.2)	-	-	54	(2.0)	107	(0.7)
(小計)	232	(5.0)	-	-	221	(8.0)	453	(2.8)
合計	4,597	(100.0)	8,628	(100.0)	2,767	(100.0)	15,992	(100.0)

(出所) 台中州青果同業組合, 前掲『台中州青果同業組合統計一覧表』36頁より作成。

(備考) 1. - はゼロを示す。

2. 北部: 台中市, 大屯郡, 豊原郡, 東勢郡。南部: 彰化郡, 員林郡, 北斗郡。山間部: 南投郡, 新高郡, 能高郡, 竹山郡。

3. 原資料では能高郡に352件の未調査が掲載されていたが, 本表には掲載しなかった。

商に1万5,000円の買付資金を予納させ、現金払いができない場合には台中市が融資することとした⁴⁶⁾。しかし、市街庄によるせり市運営は時限的措置とされていたため、これを運営する別の機関を設立する必要があった。そこで台中州青果組合組長を兼任する本山文平台中州内務局長は、「台湾側と内地問屋側とで資本金二百万円の持株を四分六分とし、内地六大都市に於て開設を見んとする中央市場を利用し、出来得べくば、阪神方面の右の中央市場に於て芭蕉糶市を開かんとする」⁴⁷⁾ことを目的とした「果実会社」の設立を提議する。つまり、台中州が意図した同社設立の目的は、移出商に対する買付資金の安定的な供給⁴⁸⁾と中央卸売市場の開設を梃子とした移出取引の改善に置かれていたものであり⁴⁹⁾、ひいては移出商・生産者といった産地

46) 同上 (1923年3月29日)。

47) 同上 (1924年2月26日)。

48) 同社の第1回創立委員会を報じた『台湾日日新報』が「問屋仲買人に対する果実委託は従前紛争を醸して居たが此弊も除かれ台湾に於ける仲買人に対する金融によつて非常に便利を受くる事となつた」(1924年2月28日)と掲載していること、同社の株式は「従来営業してゐた仲買人及び問屋筋側にて引受け一切公募しない」(1924年2月29日)としていることから台中州は移出商を流通機構に存続させる予定であったことがうかがえる。

49) 当時の設立過程記録として、前掲した台湾青果同業組合聯合会の『創立十年史』は以下のような経緯を述べている。「試に内地に於ける青果取引の現状を見るに、各問屋は(一)不当なる袖手売買の方法に依りて価格の公表を避け、産地委託主の利益を殺ぎて自己の不当の利得を図り(二)取引価格を談合して産地委託主に不利益を蒙らしめ(三)組合を組織して取引を独占し、新規組合員たらんとするものもあるも絶対に之を拒絶し……(四)バナナ加工用温室の収容数量に制限を加へて以て市価

側取引関係者の収益向上を目指した点にあったといえよう。

さて、台中州と消費地問屋は、(1) 移出商および消費地問屋を中心として新会社を設立すること、(2) 産地は新会社に商品販売を委託し、新会社は消費地問屋を構成員とする荷受組合を組織すること、(3) 荷受組合への販売はせり売りとし、新会社がせり人を派遣すること、(4) 委託手数料は価格の10%とし、荷受組合7% (せり落人に3%を割戻し、組合員2%、組合経費2%)、新会社3% (うち1%は出荷奨励金として出荷主に還付) で配分することで最終的に合意し、1924年12月に台湾青果を設立する⁵⁰⁾。この台湾青果の設立および同社が運営するせりの開始は、取引慣習に起因する価格情報の非対称を一挙に解消したから、移出商は取引を有利に展開しうるはずであった。しかし、前述した青森県のリンゴ移出でも指摘されたように、すべての取引関係者に価格情報を開示するせり取引の開始は、生産者が流通過程に進出する契機となる。とりわけバナナ移出取引の場合、すべての商品は台湾青果を通じて日本国内に出荷することとしたから、移出商が持っていた産地における集荷機能はただちに無力化し、「従来の移出業者は意気消沈の状態」となる一方、「漸次移出業者を兼ねる」生産者が続出した⁵¹⁾。台湾青果の設立に先立つ1924年4月、台中州青果組合では、山地3甲以上、平地1甲以上の生産者にも加入資格を拡大したが、つづく1926年5月にはすべての生産者を組合に加入させつつ、移出商を取引から撤退させた。つまり、移出商の機能強化を一つの目的とした台湾青果の設立は、結果的に流通機構における中間利潤の排除と生産者による流通過程の掌握を実現したのである。

このように、せり市の開始にともなう価格情報の公開は、生産者の流通過程への進出を促したから、生産者と移出商は流通機構の掌握を巡って対立する可能性を孕んでいた。しかし、注12で触れたように、青森県におけるリンゴ移出の場合には流通過程における移出商の役割が相当程度残されたのに対し、台湾のバナナ移出の場合には、移出商と生産者の併存状態はすぐさま解消し、すべての移出商が取引から退出することとなった。以下、この点について青森県のリンゴ移出と比較しながら検討しよう。

(2) リンゴ移出とバナナ移出の差異

まず直接的な要因として本稿では、バナナ移出商が取引から撤退する交換条件として多額の

の調節を妨害し……以て不当の利益を占むること十有余年、産地の出荷主多くは此の実情を知らざるに非ざるも如何せん内部の結束整はず、為に彼等の専恣に委するの止むなき状態にありし」(台湾青果同業組合聯合会、前掲『創立十年史』、35-36頁)。

50) 同上、32-33頁。なお、かかるせり取引は中央卸売市場の開設に先駆けて実施されたため、「『市場法』のテストケースとして、官民共に注目した取引方法であった」という(神田市場協会神田市場史刊行会編、前掲書、771頁)。

51) 台中青果同業組合、前掲書『二十年史』、131頁。

失業補償金を生産者から引き出しえたことを指摘しておく⁵²⁾。失業補償金は、それぞれ台中州青果組合70万円、台南州青果組合12万円、高雄州青果組合17万円であったが、台中州青果組合の場合、船会社からの寄贈金や割戻金から50万円を拠出して移出商に交付し、残金20万円は1年後に支払うこととした。そして失業補償金を受けて取引から撤退した移出商は、台湾青果の業務の範疇外とされていた輸出取引に携わるか⁵³⁾、あるいは生産者へと転じることとなる。

次に取引制度をとりまく環境から要因を探っていこう。青森県のリンゴ流通を検討した前述の先行研究は、生産者が流通機構に進出しよう一つの指標として耕地面積の広狭に注目し、2町歩以上の耕地面積を有する相当規模の生産者のみが移出商と対抗しえたとは指摘している⁵⁴⁾。そこで本稿でもこの数値をバナナ生産者に適用して分析しよう。ただし、注意しなくてはならないのは、青森県のリンゴ栽培と台中州のバナナ栽培では1町歩あたりの生産性が隔絶しており、単純に比較しえない点である。1926-37年の台中州における1町歩あたり年平均バナナ生産額は0.29円であり、同期間の青森県のリンゴ生産額0.99円の3割程度に過ぎない⁵⁵⁾。そこで青森県を事例とした先行研究では2町歩としていた指標を台中州の場合には3倍の面積、すなわち6甲（6町歩）に置いて分析することとする。

さて、青森県のリンゴ栽培農家の戸数および栽培面積（1931年）を確認すると、生産者1万1,179戸のうち2町歩を超える者は411戸であり、全体の3.7%であった⁵⁶⁾。これに対して台中州のバナナ生産者15,992戸のうち6甲以上の耕地面積を持つ生産者は453戸であり、全体の2.8%

52) 以下、台湾青果同業組合聯合会、前掲『創立十年史』、25頁。なお、移出商の撤退にともなって1926年5月には産地せり市が廃止されるとともに、検査所への共同出荷が開始された。

53) 1926年3月、「芭蕉仲買人ノ組織ニ係ル福州ヘノ蕉実輸出機関タル東華公司」（山口利男『台湾芭蕉年鑑』台湾青果研究会、1929年、85頁）を前身として東華名産株式会社（本社：台中市）が資本金35万円で設立された。同社の特徴として、（1）社長の林階堂をはじめ、役員はすべて台湾人であったこと、（2）株主は台中市および近郊の霧峰庄、草屯庄の名望家層によって占められていたこと、（3）「従来其ノ〔バナナの引用者〕販路ハ専ラ日本内地ニ求メタレトモ今ヤ内地需要量ハ到底加速度ニ増加シツ、アル生産量ヲ吸収シ尽スニ足ラス」として福州・上海・天津を主たる輸出先としたことなどが指摘される（東華名産『趣意書』（日付不明）、「起業目論見書」（日付不明）、同「収入予算解説」（日付不明）『頼雨若関係文書』郭双富氏所蔵）。当初の計画では、きわめて高い収益を見込んでいたが、「我帝国ノ対支出兵済南事件其他二起因スル支那全国的ノ日貨排斥運動」の影響や本支店間における銀の換算差損などによって経営は不振であった（東華名産『第三回営業報告』1929年2月『頼雨若関係文書』）。

『頼雨若関係文書』は、同社の監査役であった嘉義の弁護士、頼雨若が残した同社の関係資料から構成されており、現在は台中県霧峰郷在住の郭双富氏が私蔵している。今回、筆者は同資料の閲覧を個人的に許された。郭氏および仲介の労を取ってくださった陳文添氏（国史館台湾文献館研究員）に謝意を表したい。なお、東華名産の詳細な企業分析については別稿を期すこととする。

54) 三国、前掲稿「青果物市場の展開と産地商人資本」101頁。

55) 農林省農政局『園芸農産物要覧』（1941年）50-57頁、台湾總督府殖産局特産課、前掲『主要青果物統計』バナナ2-3頁。

56) 『青果時報』38(4)（1934年4月）9頁。

であった（第4表）。これは、耕地面積から両者の経営規模を比較した場合、構造的な差異が認められないことを意味する。つまり、生産者の経営規模がおおむね同じであったにもかかわらず、青森県では移出商の機能が残存し、台湾では完全に駆逐されたという別の結果が生じているのだから、生産者の経営規模と流過程への進出は相関しないものと判断されよう。

そこで次に生産者と移出商の関係性からこの点を考えてみたい。前掲した研究は、零細生産者に対する生産手段の貸し出しや金融を介した強い支配力が移出商を中心的な担い手とする流通機構を存続させたと指摘している。本稿は、この視角からバナナ生産者と移出商の具体的な関係を分析し、リンゴ移出取引のそれと比較するだけの十分な資料を持ち合わせていない。ただし、前述したように1923年3月には産地におけるせり取引が開始され、生産者と移出商との取引が完全な現金決済に転換していたことを考慮すれば、バナナ移出商の場合にはリンゴ移出商が保持したような金融的機能を有していなかったものと推察されよう。

おそらく両者の差異は、移出商が発生する過程によって生じたものと思われる。リンゴ移出商の場合、既存の商人資本が移出商に転化するケースと生産者が移出商に転化するケースがあるが、いずれにしても社会経済的に比較的安定した地位にある者であったという⁵⁷⁾。これに対してバナナ移出商の場合、前章で観察したように生産者に対しても消費地問屋に対しても強い交渉力を獲得しえない立場にあり、かかる立場が彼らの収益性を低位としていた。つまり、中央卸売市場の開設を契機とする流過程への生産者進出は、流過程における商業資本の機能に規定されていたと結論づけられよう。

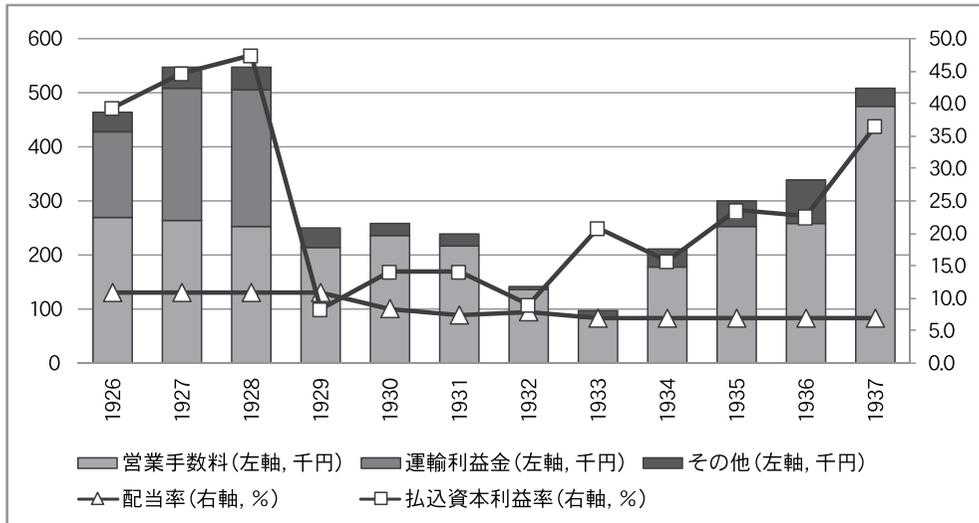
（3）台湾青果の企業活動

以上のように前節ではバナナ生産者が移出商を取引から排除し、自身が流通機構を掌握する過程を観察した。ただし、ここで注意しておきたいのは、確かに生産者は台湾青果の設立を契機として流過程に参入したが、この参入は台湾青果や各州青果組合、台湾青果同業組合联合会（以下、联合会）を通じて流通機構を掌握しえたという点である。そこで次にバナナ移出に関わった各機関の性格を把握しつつ、台湾青果の企業行動を概観しよう。

まず指摘しておきたいのは、台湾青果は多くの場合、その設立を主導した総督府や台中州といった植民地行政に企業活動を擁護されたという点である。そもそも台湾青果の設立に関して

57) 「りんご移出商が具体的に発生する経過は多様な形態をとるが、基本的には二つの過程がみられた……第1の過程は、例えば、明治末には荒物雑貨商、青果物商、呉服太物商などであったものがりんご移出を兼業し、やがて移出専業となったばあい、これは弘前、黒石、青森等の市街地に多いといわれ、さらには津軽平野の米作地に古来高利貸資本ないしは米穀、肥料商人として存在していたものがりんご移出商に進出して来た例に示されている。第2の生産者の商人化の過程は、明治末に小農にして才覚に恵まれたものが他資本に依存して移出をはじめたもの、さらには、かつて自らもりんご生産に従事していた豪農層が不耕作地主化にともなってりんご移出商として進出したばあいなどである（三国、前掲「青果物市場の展開と産地商人資本」89頁）。

第5図 台湾青果の収入および配当率・払込資本利益率の動向



(出所) 台湾青果『営業報告』各期, 竹本伊一郎編『台湾株式年鑑 昭和七年度』(台湾経済研究会, 1932年), 竹本伊一郎編『台湾会社年鑑 昭和九年』(台湾経済研究会, 1933年)より作成。

(備考) 同社の決算は1931年までが半年毎, 1932年以降が1年毎となるが, 本図では便宜上, 1931年以前においても1年毎で表示した。

消費地問屋との交渉を担当したのは, 台中州青果組合組長を兼ねる本山台中州内務部長であった。その交渉過程において東京の消費地問屋西村吉兵衛は, 本山が「台中省の主張とおりにならねば, 三井物産にやらせるといっていると圧力をかけた」⁵⁸⁾と回顧していることから, その交渉力は台中州, あるいは総督府といった植民地における政治権力を背景としたものと判断してよいだろう。また, かかる植民地行政の影響は, 役員選任および利益金処分を総督府の承認制とした台湾青果の定款およびその変更⁵⁹⁾, あるいは初代社長を総督府OBの高田元次郎(元総督府殖産局長)⁶⁰⁾にするといった役員人事からも確認される。

58) 神田市場協会神田市場史刊行会編, 前掲書, 626頁。

59) 山口, 前掲書, 305-310頁。

60) ただし, 高田の起用は「当時の青果界には人材雲の如きものあり, 仕事の方はそれらの連中がやる。彼れは唯だ勅任官の閥を有する者として官邊へ折衝, 斯業界の統制さへ, 兎にも角にも, 出来得ればそれでよしといふ見当」(伊藤香村『混沌たる台湾青果界』(台湾産業評論社, 1928年, 9頁)で選ばれたというから, 総督府出身の台湾青果社長に求められた役割は, 実務的な企業経営ではなく, 官庁方面との交渉であったと考えられる。他方, かかる「首脳重役は殆んど役人の古手」を採用せざるをえなかった台湾青果の経営陣は, 「商機に通ぜぬ計りでなく, 一面に於ては生産者の要望が徹底せぬ憾み」(林肇『バナナ界早わかり』経政春秋社, 1935年, 286-287頁)があったという。それゆえ株主は, 総督府が高田の後任として元満鉄理事・興銀理事の村田俊彦を決定すると, 「督府は何の必要があつてお節介に営利会社の社長を独断で推薦したのであるか」「故野田卯太郎氏が東拓総裁時代に村田氏は同社にあり, 随分やゝこしい総会に出喰はした事もあるさうだが青果会社の臨時総会のやう

また、植民地行政が台湾青果の企業活動を擁護した具体的な一例として同社設立直後に発生した自由移出問題が挙げられる。台中州青果組合への加入資格がない平地1甲以下、山地3甲以下の小規模生産者は、台湾青果は「非常に中間組織」であり、その分だけ出荷コストが高むと判断していた。そこで彼らは、1925年に共同荷造所を組織して国内市場への直接移出を試みた⁶¹⁾。これに対して総督府殖産局は、「殖産局としては統一といふことを目的とするのである」とし、船会社に対して「自由移出の青果物は船積みするな」と指示するとともに⁶²⁾、台中州は管外搬出証明制度を設定してバナナの鉄道輸送を許可制としたことから⁶³⁾、この試みは挫折したという。

以上のように、総督府や台中州は台湾青果の企業活動を強く擁護することで流通機構に影響力を行使したが、行政は台湾青果の利益を常に尊重していたわけではない。以下、設立直後の時期において同社が抱えた問題をやや長いが引用しておく。

当時 [高田が社長であった1925 - 1928年 引用者] ノ会社幹部八群小株主 (当時八現在ト異ナリ会社株式ノ過半数ガ聯合会及同業組合ノ所有タラズ) ノ意ニ副フベク専念シ会社利益ノ増進殊ニ配当高率維持ニ努メ運輸ニ因ル利益モ亦之ニ充テント努メタルノ措置聊カ其当ヲ得ザリシ結果株主ナラザル生産者中ヨリモ運輸ヲ会社ノ手ヨリ離サントスルノ声出ヅルニ至レリ⁶⁴⁾

ここでは3つの問題点が確認される。第1に設立当初の台湾青果の株式はきわめて多くの利害関係者に所有されており、台湾青果の経営陣は彼らの意向に沿うために高配当を実施していたこと、第2に高配当を支えた資金は1926年に解散した台果利用組合から引き継いだ輸送業務の利潤が充当されていたこと、そして第3にかかる措置は同社の株式を所有しえた一部関係者の利益にとどまったから、株式を保有しない多くの生産者は同社から輸送業務を切り離すべきであると主張したことである。つまり、設立当初の台湾青果に対する株主の強い配当圧力が台

な目に会つたのは初めてらしい。何しろ後任社長本人が眼の前にあるのに『天降り、天降り』と毒づくのだから」(伊藤、前掲書、22、25頁) などとして反対した。

61) 大坪与一「蕉実直移出折衝顛末 公平なる批判を仰ぐ」(幸田春義編『蕉実直移出問題』台湾産業研究会、1925年) 2頁。当時、平地1甲以下、山地3甲以下の生産者は台中州青果組合に加入する資格を与えられていなかった。

62) 同上、6頁、15頁。

63) 尾崎旦『台湾に於けるバナナ沿革史』(1929年) 66頁。

64) 執筆者不明「青果輸送問題ニ就テ」(日付不明) 筆者所蔵。この資料の執筆者や執筆時期は不明であるが、台湾青果への輸送業務再移管を主張する内容であること、文末に台湾青果社長村田利彦宛総督府殖産局長百濟文輔「会社業務発展ニ関スル件」(1930年9月15日)の写しが添付されていることから、1930年9月以降に台湾青果の関係者によって執筆されたものであると思われる。

台湾青果の利益金処分を決定づけるとともに、同社の株式を保有しない大多数の生産者の不満となったことが示されている。そこで、実際に第5図で台湾青果の成績を確認すると、1926-1928年の配当率は10-12%に設定されているが、同社の業績がきわめて好調（払込資本利益率34.4% - 46.1%）であることや、総督府が設定した配当率の上限が15%であったことを考慮すれば、この数値は必ずしも高いとはいえないことが看取される。しかし、同図で明らかのように、この好調な業績は収入の柱と目されていた出荷主の委託手数料ではなく、運輸利益金によって形成されていた。この問題に関して、生産者の意向を代表する聯合会は、台湾青果の行動を以下のように記録している。

台中、台南、高雄ノ三青果同業組合ヨリ出荷スル芭蕉実輸送ニ関シテ八大正十五年三月開催台湾青果同業組合聯合会評議員会ノ決議ニ基キ台湾青果株式会社ヲシテ之ヲ取扱ハシメ輸送料ハ之ヲ会社ノ特別会計トナシ剰余金ヲ以テ輸送上ニ於ケル損害ノ補填ニ充当スルコトヲ条件トシタルニ拘ラス会社ニ於テハ輸送料ヲ特別会計トナス其ノ剰余金ハ之ヲ一般営業収益ト共ニ処分シ且ツ運賃高率ナリシ為メ組合員間ニ不平ノ声高ク……紛糾絶ヘサル⁶⁵⁾

聯合会は、運輸利益金を輸送上の損害補償に充当することを条件として輸送業務を台湾青果に委ねたにもかかわらず実行されていないこと、配当金を捻出する利益として組み込まれているため、荷主（＝生産者）が負担する輸送料が高止まりしているという問題を指摘している。つまり、問題とされていたのは、配当率そのものではなく、輸送業務から得られる利潤を特定の株主が得るか、あるいは生産者が得るかという点にあったと考えられよう。

では、聯合会への輸送業務移管に最も反対したのはいかなる株主であったのだろうか。設立当初の株主構成を示す資料は管見の限り得られないが、さしあたり伊藤香村の記述を示しておこう。

最近に於ける混沌状態はその端を蕉実輸送移管問題に発してある……青果会社はその設立の紀元其他よりして株主、重役共内台殆ど半数宛の状態にあり、大株主であり又た重役である内地有力者、仮へば門司百合野、神戸吉田、東京西村の如き各取締役は、何れも一面に於て荷受組合の有力者であるといふ有機的關係を有つため、輸送権が聯合会に移管されたとして荷受組合員としては何等痛痒は感じないが、青果会社側として不利であつたが為め、この問題に就き内地側が結束反対の氣勢を掲げたのは当然のことであつた⁶⁶⁾。

65) 台湾青果同業組合聯合会『芭蕉実輸送移管並上甲板積運賃戻収入金処分問題』（1933年）。

66) 伊藤，前掲書，2-3頁。

台湾青果の設立は産地の立場から取引の改善を目指し、収益の向上を目的としたものであった。しかし、農商務省商務局長であった松村真一郎が同社の設立に関して「台湾側が内地に於て独占的販売を為すことは従来の内地当業者の業務を奪ふのみならず近く開設せらるべき中央卸売市場の卸売人選定の際当業者の有する優先権と秤格する点尠なからざるを以て右会社計画には賛成せざりし次第」⁶⁷⁾と懸念を表明したように、農商務省の立場は消費地問屋の既得権を承認しつつ、中央卸売市場が開設された際には彼らを中心的な担い手として回収するプランであった。それゆえ、産地側の収益向上を実現する機関は同時に消費地問屋の利益を担保する機関でなくてはならず、したがって既存の消費地問屋を同社の役員として、あるいは株主として取り込むことが同社設立の条件となったのである⁶⁸⁾。つまり、産地と消費地の利害関係を内包した台湾青果の活動は、植民地行政だけではなく、役員として、あるいは株主として社内に取り込んだ消費地問屋の影響をも受けたのである。

最終的にこの問題は、「監督官庁ノ承認ヲ得……会社ニ対スル輸送ノ指定ヲ取消シ」、聯合会が「三同業組合ニ代リ鉄道・船会社及運送店等ト輸送及荷役荷捌ニ関スル契約ヲ締結」することで解決した⁶⁹⁾。つまり、総督府の行動は、生産者やその意見を代弁する各州青果組合および聯合会の利益を優先しており、その利益に反する場合には台湾青果といえども総督府の支持を得られなかったものと推測される⁷⁰⁾。

以上のように産地と消費地が対立したもう一つの事例として1929年に生じた荷受組合増設問題が挙げられる。すでに指摘したように、国内の消費地問屋は台湾青果の設立を機に荷受組合を結成することとし、1925年3月、東京、横浜、神戸、下関、門司の5カ所に組合が置かれた。そして生産者は、台湾青果を通じてすべての商品を各荷受組合にせり売りすることで価格情報を引き出すとともに、安定的な取引関係を形成した。しかし他方、地理的に限定された荷受組合の設置は、組合が設置されない地方との直接取引を不可能としたから、次第に「販路の閉塞

67) 佐藤，前掲書，49頁。

68) 台湾青果設立当初の取締役11名のうち、4名（吉田吉兵衛、浅井熊治郎、百合野保夫、西村吉兵衛）は荷受組合関係者で占められた（台湾青果『第一回営業報告』1925年，2頁）。また、個別の株主名が判明する1931年下期における台湾青果の所有構造は以下の通り（300株以上）。竹下種長（聯合会）11,258株、今井亀三郎（台中州組合）5,500株、藤村寛太（高雄州組合）2,296株、西村吉兵衛600株（東京荷受組合）、黄春帆（台中州組合）500株、中川禎輔（門司荷受組合）430株、菅野音三郎（同）330株、上田岩吉（神戸荷受組合）300株。

69) 台湾青果同業組合聯合会，前掲『芭蕉実輸送移管並上甲板積運賃戻収入金処分問題』。

70) 総督府がこのように裁定した明確な理由を述べる資料は、現在のところ得られていない。ただし、台湾青果の関係者が執筆したと思われる前掲「青果輸送問題ニ就テ」には、「時偶々督府意嚮八当時ノ社長高田元次郎氏ノ更迭ヲ望マレシヨリ前記組合当事者八此間ノ事情ヲ利用シ運輸移管ノ目的遂行高田社長八会社ニ対シ其責ヲ負ヒテ辞職」（執筆者不明，前掲資料）と記載されていることから、国内消費地問屋をはじめとする株主の利益を尊重する高田社長に対して総督府が不満を持っていたものと思われる。

を招致し芭蕉実価格の下落を見るに至った⁷¹⁾。この解決策として産地側は、販路拡張を目的として荷受組合の新設をすすめ、京都(1925年12月)、名古屋(1926年7月)、大阪(1927年6月)、小樽・函館(1927年11月)に相次いで設立する。しかし、荷受組合の新設は既存組合に所属する仲買人の既得販路を阻害することにはほかならないから、つづく仙台、金沢、今治、長崎への増設を計画した際に「会社は内地重役即ち内地荷受組合幹部に対しては周到なる考慮と充分なる余日を置いて右の事情を具して重役会の召集を通知したが遂に一名の参加者を見なかつた⁷²⁾。そこで台湾側は、この問題を総督府の百濟文輔殖産局長に一任し、さしあたり金沢・長崎の2カ所にのみを増設することとなったのである(1930年3月)。

いずれにしてもこれらの事例からは、台湾青果の設立が産地・消費地間の取引に関する問題をただちに解決しえたのではなく、同社の設立は両者の対抗関係を内包する形で進展したこと、総督府は生産者および各州青果組合・聯合会の利害に一致する場合にのみ台湾青果の活動を擁護したことが理解されよう。

3 輸送手段の整備と産地形成

(1) 移出構造の変化

最後に1920年代中盤から日中開戦までの移出の展開を産地形成の観点から検討しよう。第5表に荷受組合別取扱量の動向を掲げた。同表によれば、1926-29年には34.2%であった京阪神のシェアが1934-37年には29.4%に低下していることが読み取れるものの、京浜、京阪神、関門市場を中心的な消費地とする構造に大きな変化は生じていないように見える。しかし、同表に産地ファクターを挿入すると、流通経路の変化が浮かび上がってくる。1926-29年において最も流通量の多い経路は、台中-京阪神(4,373万斤, 26.6%)であり、つづいて台中-関門(2,994万斤, 18.2%)、台中-京浜(2,658万斤, 16.2%)、高雄-京浜(2,433万斤, 14.8%)という順であった。つまり、最大の産地である台中州を軸として流通経路が形成されていたことがわかる。ところが、1934-37年には高雄-京浜(4,264万斤, 21.4%)の流通量が最も多くなり、ついで台中-関門(3,356万斤, 16.9%)、台中-京阪神(3,334万斤, 16.7%)、高雄-京阪神(2,443万斤, 12.3%)となる。つまり、バナナの本格的な対日移出が開始されて以来、常に中心的な産地でありつづけた台中州の移出量が関門を除けば逓減傾向にあること、これと対照的に高雄州はすべての市場に対する移出量を急激に拡大させていることが確認される。これらのデータからは、当該期間における台中州のバナナ移出量が停滞傾向にある一方、高雄州が何らかの条件によって有力な産地として登場し、対日移出量を押し上げたことが読み取れる。

71) 佐藤, 前掲書, 54頁。

72) 同上, 233-234頁。

第5表 産地別移出量の動向（年平均）

（単位：千斤）

	京浜			京阪神			関門			その他	合計
	台中州	高雄州	小計	台中州	高雄州	小計	台中州	高雄州	小計		
1926 29	26,583	24,334	54,063	43,730	11,003	56,229	29,936	5,335	37,620	16,645	164,557
(%)	(16.2)	(14.8)	(32.9)	(26.6)	(6.7)	(34.2)	(18.2)	(3.2)	(22.9)	(10.1)	(100.0)
1930 33	19,463	33,164	53,163	33,440	19,623	54,100	26,879	7,493	37,582	29,102	173,947
(%)	(11.2)	(19.1)	(30.8)	(19.2)	(11.3)	(31.3)	(15.5)	(4.3)	(21.8)	(16.7)	(100.0)
1934 37	20,029	42,636	62,761	33,342	24,430	58,534	33,561	11,768	45,700	32,147	199,142
(%)	(10.1)	(21.4)	(31.5)	(16.7)	(12.3)	(29.4)	(16.9)	(5.9)	(22.9)	(16.1)	(100.0)
1926 37	22,025	33,378	56,663	36,837	18,352	56,287	30,125	8,199	40,301	25,965	179,215
(%)	(12.3)	(18.6)	(31.6)	(20.6)	(10.2)	(31.4)	(16.8)	(4.6)	(22.5)	(14.5)	(100.0)

（出所）台中州同業組合、前掲『二十年史』、高雄州青果同業組合『創立十年誌』（1933年）、台湾總督府殖産局特産課、前掲『主要青果物統計』、高雄州『高雄州産業調査会商業貿易部資料』（1936年）、台湾總督府殖産局、前掲『台湾の芭蕉産業』37-38頁、台湾總督府殖産局『台湾のバナナ産業』（1935年）48-49頁、台湾總督府殖産局特産課『主要青果物統計』（1937年）15-19頁より作成。

（備考）「京浜」は東京・横浜、「京阪神」は京都・大阪・神戸、「関門」は下関・門司の各荷受組合を示す。なおそれぞれの小計には、その他産地の移出量も含む。

では、いかなる要因によって以上のような移出構造の変化が生じたのであろうか。本稿では、まず生産面の要因を指摘したうえで次に物流面の観点からこれを考察したい。

はじめに指摘されなくてはならないのは、高雄州における土地生産性の高さが生産拡大のインセンティブを農民に与えた点であろう。たとえば1926-37年における1甲あたりのバナナ生産額は、台中州287円に対して高雄州721円であり、高雄州の生産性は台中州に比して2.5倍ほど高かった⁷³⁾。これは、高雄州で栽培される北蕉種および粉蕉種が台中州の仙人種と比較して、面積あたりの収量が多いだけでなく、その品質が市場で高く評価されていたことに起因する⁷⁴⁾。他方、山地栽培を基調とする台中州では、「比較的瘦地にもよく繁茂」⁷⁵⁾する仙人種が中心とならざるをえず、員林郡などの南部水田地帯では北蕉種が栽培されるものの、「高雄州下ノ水田バナナノ名声ニ圧倒セラレツ、アルノミナラズ、近時勃興セル極柑ノ為ニ其ノ栽培地ヲ侵

73) 台湾總督府殖産局特産課、前掲『主要青果物統計』バナナ2-3頁。

74) 北蕉種は「果皮厚く肉質緻密にして甘味である。尚中央研究所嘉義農事試験支所に於ける品種収量試験の結果に依れば、反当収量五百二十二貫百五十匁で、島内栽培の各品種中、収量第一位の優良種」、粉蕉種は「品質は北蕉と殆んど同様で甘味である。品種試験の反当収量は四百八貫九百匁で、収量に於ては北蕉に次いで第二位」であったのに対し、仙人種は「北蕉に比して成長稍鈍く、収穫までに約一ヶ月遅れるばかりでなく、果柄が長いため荷造の際又は輸送中に果柄が折れ易く、商品価値を低下するの欠点があり、収穫量も亦北蕉、粉蕉には及ばな」かった（林肇『バナナ界早わかり』経政春秋社、1935年、67、71頁）。

75) 同上。

第6表 台中・高雄両州における品種・地目別作付面積 (1929年)

(単位: 甲)

	台中州				高雄州 (1930)
	北部	南部	山間部	合計	
(品種)					
北蕉種	-	1,091	408	1,499	...
仙人種	10,196	228	4,900	15,323	...
その他	-	3	315	318	...
(地目)					
水田・畑	23	1,286	83	1,392	3,988
山林	10,180	0	5,520	15,700	60
その他	-	36	21	57	520
合計	10,196	1,322	5,623	17,141	4,568

(出所) 山口利男編『台湾芭蕉年鑑』(台湾青果研究会, 1929年) 226頁, 台湾総督府殖産局特産課, 前掲『主要青果物統計』バナナ5, 7頁より作成。

(備考) 1. - はゼロ, ...は不明を示す。

2. 北部: 台中市, 大屯郡, 豊原郡, 東勢郡。南部: 彰化郡, 員林郡, 北斗郡。
山間部: 南投郡, 新高郡, 能高郡。

蝕」⁷⁶⁾ されていたため, バナナ作付面積は縮小傾向にあった⁷⁷⁾。

ただし, 生産面の要因を指摘しただけでは第5表の変化の説明としては十分ではない。なぜなら, 仮に産地からの輸送コストが同一であれば, 安価な台中産バナナは価格競争力を武器に薄利多売で対応しうるのである。そこで本稿は, 高雄産バナナの中心的市場となった京浜市場に注目し, 輸送手段の整備と関連させながら両者の輸送コストを検討したい。

まず, この検討の前提条件となる台湾航路について確認しておこう。台湾の場合, 大型船が停泊しうる港は北部の基隆港と南部の高雄港に限られており, 対日移出はいずれかの港から搬出しなくてはならなかった。台湾定期航路の嚆矢である基隆 - 神戸線 (大阪商船1896年, 日本郵船1897年) の起点である基隆港は, よく知られているように日本と台湾を結びつける重要な役割を果たしていたが, 他方の高雄港は1920年代初頭まで日本との定期航路が設定されなかったため, 高雄の財界を中心として定期航路の開設が主張される。そしてこの開設を促す主要貨

76) 台湾総督府殖産局特産課『バナナ産業二関スル調査書』(1935年) 21頁。

77) 1925年から37年にかけて, ポンカンの1斤あたり価格が年平均105.2%ずつ上昇したのに対し, バナナのそれは98.7%であった。またポンカンは, 「植付後十一年に至れば全投下費用を償却し, 四百余円の利益を収め以後毎年五六百円の純益を収むるを得べく此の収益は植付後二十数年迄は継続することを得, 比較的有利なる経営を為し得」(台湾総督府殖産局『台湾の柑橘産業』『青果時報』92(2), 1935年2月, 19頁) された。こうした収益性の高さが員林地方の農民をバナナ栽培からポンカン栽培へとシフトさせたものと思われる。

第7表 高雄 - 芝浦・横浜間および基隆 - 神戸間の産地別1籠あたり輸送コスト (1930年)

(単位: 円)

出荷地	台中 (A)		屏東 (B)	A - B	台中 (C)		屏東 (D)	C - D
積出港 陸揚港	高雄	横浜・芝浦			基隆	神戸		
産地価格 (E)	2.59	2.68		0.09	2.59	2.68		0.09
出荷諸経費	1.16	1.20		0.04	1.16	1.37		0.21
鉄道運賃ほか	0.38	0.12		0.26	0.35	0.56		0.21
船運賃	1.05	1.05		-	0.70	0.70		-
荷捌費	0.24	0.24		-	0.11	0.11		-
小計 (F)	2.83	2.61		0.22	2.31	2.73		0.42
E + F	5.42	5.29		0.13	4.90	5.41		0.51

(出所) 台湾総督府殖産局, 前掲『台湾の芭蕉産業』40-45頁, 台湾総督府殖産局特産課, 前掲『バナナ産業二開スル調査』67-76頁より作成。

- (備考) 1. - はゼロ, + はマイナスを示す。なお, 産地価格は統計では斤単位で表示されていた州内生産量を1籠 = 75斤として換算し, 州内生産額で除して算出した。
 2. 出荷諸経費は, 組合費・検査手数料・計算手数料・補填積立金・容器および荷造費・売上手数を合計した数値を示す。なお, 価格によって変動する売上手数は, さしあたり1籠5円で算出した。
 3. 鉄道運賃は, 原資料の「運賃」項目から高雄 - 芝浦・横浜間船運賃1.05円および基隆 - 神戸間運賃0.70円を差し引いたものを採用した。したがってこの数値には, 引出賃や積込賃も含まれる。

物として台中州南部の員林で生産されたバナナが着目されることとなる。一方, 1920年代前半におけるバナナ価格の下落に対応するため, 台中州は1籠0.75円の基隆 - 神戸間運賃の引き下げを郵船・商船両社に要求するものの, 両社はこれを拒絶する。これに対して台中州の常吉徳寿知事は, 「一籠七十五銭以下でも此方で積荷を保証するならば蕉実を請負ふ船会社は両社の外にいくらでもある」⁷⁸⁾ とし, 高雄 - 横浜間の定期航路開設を条件として高雄港から搬出される台中産バナナの一手積取契約を山下汽船と締結することとなる⁷⁹⁾。

この両者の提携によって山下汽船側は「高雄横浜間には芭蕉の外に砂糖, 米と云ふ直輸貨物がある計りでなく復航には各地基隆に寄港し南北移入貨物を取扱ふ便宜」⁸⁰⁾ が得られたが, 他方, 移出商・生産者側は次のようなメリットを得ることができた。第1に, 京浜市場に移出する際のコスト削減や輸送時間を短縮しえたというメリットである。高雄 - 横浜線開業当時の具体的なデータは管見の限り判明しないため⁸¹⁾, やや時期は後になるが1934年6月に実施された

78) 『台湾日日新報』(1923年7月3日)。

79) 同上 (1923年8月5日)。なお, 戦間期の台湾航路をめぐる船会社間の競争関係については, 大島久幸「糖業連合会と物流 台湾産糖輸送契約の継続的成立と倉庫業への関与」(久保編, 前掲書)の分析が詳細である。参照されたい。

80) 同上 (1923年8月16日)。

81) 『台湾日日新報』によれば, 産地から高雄港を経由して横浜・芝浦に陸揚げする輸送コストは, 基隆港から神戸に陸揚げし, 鉄道輸送で京浜へ輸送した場合に比して「二割許り安い」と報じられている(『台湾日日新報』1923年8月9日)。

基隆 - 神戸 - 京浜間の輸送実験からこのメリットを裏付けていこう。

この実験は、基隆から神戸・大阪に陸揚げして京浜市場に鉄道で陸送した場合と高雄 - 芝浦直行便を用いた場合を比較検討したものである。その結果、前者の輸送コストは後者に比して1籠あたり0.27円割高、輸送時間は8時間多く要しており、コスト面においても時間面においても京浜直行便が有利であった⁸²⁾。加えて興味深いのは、この実験に対する台湾青果の反応である。

七、八年前までは時々神戸又は大阪から汽車輸送に依つた事はあつたが当時既に積替へ時に受ける荷摺れなどは考へられてゐた、何とかして防止する方法がないかと言ふので其の後に撰ばれたのが現在の高雄 芝浦への直航路であるから、今鉄道省が陸道の試験をしたからと言つて夫れを何うするといふ考へは持つてゐない。只今後バナ、の生産が増加して定期航路に積み切れない場合鉄道を利用する事も一方法であらうといふ事もある得るといふ事は考慮に入れてゐる⁸³⁾。

ここからは第2の効果が読み取れよう。つまり、バナナの流通過程では積み替えの際に生じる損傷による商品価値の下落が重要な問題とされていたが、高雄 横浜線の直行路開設はこれをクリアする意味を持っていたことが理解される。以上で検討したように、京浜市場に移出する場合には、輸送コスト、輸送時間、商品保護のいずれにおいても高雄港経由で搬出することが優位となったことを示した。しかし、この説明も台中・高雄いずれの産地も享受しうるメリットであるから、高雄が産地として登場し、急激にシェアを拡大した決定的要因とはいえない。そこで次節では、この開設がそれぞれの産地に与えた影響を具体的な輸送コスト面から検討したい。

(2) 輸送コストと産地 - 消費地間関係の形成

第7表に出荷地別積出港別の輸送コストを掲げた。前節で分析した流通経路と関連づけていえば、台中 京浜が(A)、高雄 京浜が(B)、台中 京阪神が(C)、高雄 京阪神が(D)となる。まず1籠あたり産地価格を確認しておく、台中2.59円、屏東2.68円であり、高級品とされた高雄産バナナは台中産に比して0.09円ほど割高であった。ところが高雄港から京浜市場に移出した場合、産地価格に輸送コストを加味して消費地価格を推算してみると、台中5.42円、屏東5.29円となり、高雄産は0.13円ほど割安となる。これは、京浜市場において高雄産バナナが品質面においても価格面においても台中産に対して競争優位にあることを意味する。つ

82) 台湾青果同業組合聯合会、前掲書、191-197頁。

83) 以下、鉄道省運輸局配車課談「神戸からバナ、の陸送一日を短縮する」(『青果時報』86(7)、1934年7月)30頁。

まり、高雄港から300キロ以上離れた台中からの鉄道賃0.38円と約25キロ離れた屏東からの鉄道運賃0.12円の差0.26円が京浜市場における高雄産バナナに価格競争力を付与したのであり、かかる競争力が京浜市場における高雄産バナナの急激なシェア拡大を担保したものと見えよう。

しかし、台湾と京浜市場を結ぶ高雄港に産地が近接するという地理的優位性によって高雄産バナナは価格競争力を得られたから、逆に産地から遠く離れた基隆港から移出された場合には価格競争力を持ち得ない可能性が想定される。実際に第7表で確認すると、基隆港から神戸港に陸揚げした場合の消費地価格は台中産4.90円、高雄産5.41円であり、価格競争の面で高雄産バナナは劣位となる。同表には掲載しなかったが、基隆 - 神戸線の寄港地である門司の場合も同様であったものと思われる。つまり前掲第5表で示したように、京阪神および関門市場において台中産が一定のシェアを保持しえた背景として、かかる輸送コストの差異が指摘されよう。ただし、高雄産バナナが京阪神市場に移出される多くの場合、実際には基隆 - 神戸線ではなく、消費地に直行しうる高雄 - 大阪線が用いられたと考えられる。第7表には掲載しなかったが、高雄 - 大阪線を用いた場合、消費地における1籠あたり価格は5.19円となり、基隆 - 神戸線を用いた場合に比して幾分か価格を圧縮しうる⁸⁴⁾。つまり、京阪神市場では高雄産バナナが高級品として受容される一方、台中産バナナも大衆品として需要されたと捉えられよう。

(3) 移出量の拡大と荷受組合機能の変化

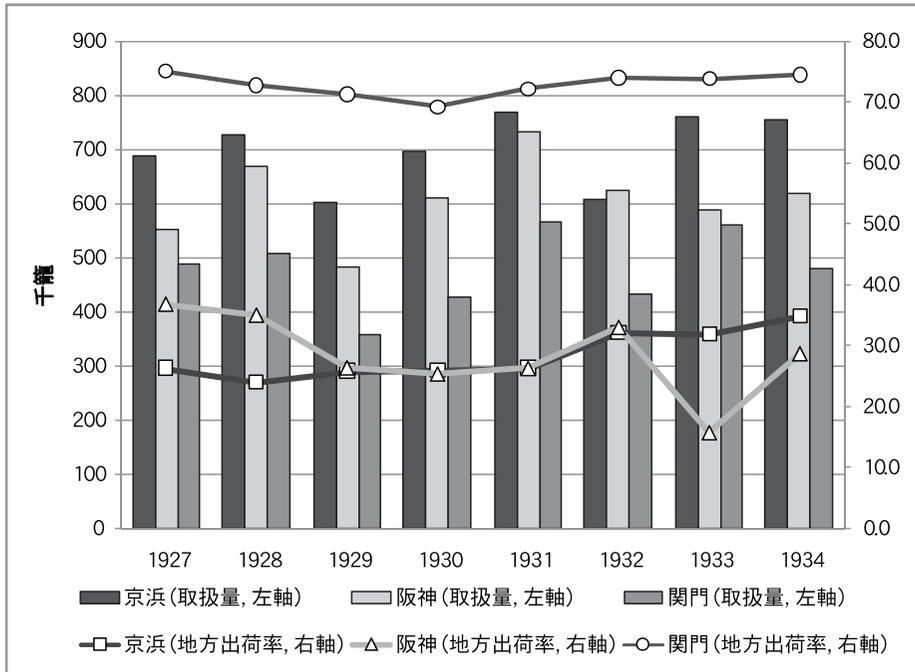
以上、産地と消費地の関係が航路や輸送コストに強く規定されていたことを示したが、最後に消費地における荷受機能の変化と移出量の関係を問題提起的に見通しておきたい。

前章で指摘したように、台湾青果は生産者と消費地問屋の利害関係を社内に内包したため、フリーハンドで荷受組合を新設することはできなかった。それゆえ、販路の拡大は既存荷受組合および同組合所属仲買人、とりわけ小売店と直接取引する後者の活動如何によって決定づけられたと見てよい。前掲第1図に示したように、バナナの対日移出量は1930年代においても緩やかに拡大することとなるが、そのあり方は地域によって異なる点に注意しておきたい。第6図に京浜（東京・横浜）、阪神（大阪・神戸）、関門（下関・門司）各荷受組合の取扱量および地方出荷率の推移を掲げた。同図から一見して捉えられるように、関門の取扱量は他と比して最も少ないが、地方出荷率はきわめて高い。これは、下関に入荷した相当量のバナナが朝鮮・満洲へ再輸出されていたためであり、西山真平や高田庄一といった関門を根拠とする大手仲買人が有するネットワークがバナナ移出の拡大に重要な役割を果たしたことが示唆される⁸⁵⁾。もう一つ確認されるのは、従来は低位にあった京浜の地方出荷率（1927-31年平均25.7%）が

84) 第7表に掲載した屏東 - 高雄 - 横浜 - 芝浦の輸送コストの船運賃を高雄 - 大阪間0.95円に差し替えて算出した。

85) たとえば、香川県に生まれた西山真平は、朝鮮・満洲に青果物を輪移出する結節点としての下関の重要性を認識すると、すぐさま下関に店舗を開設し、バナナを「産地より直接移入して海外満洲方面

第6図 荷受組合別取扱量・地方出荷率の動向



(出所) 台中州青果同業組合, 前掲『台中州青果同業組合統計一覽』153-155頁, 台湾總督府殖産局特産課, 前掲『バナナ産業ニ関スル調査書』77-81頁より作成。

1932年以降急上昇(1932-34年平均32.9%)した点である。これをもう少し細かく分解していくと、1931年における横浜の地方出荷率が68.4%(域内消費6万籠, 地方出荷13万3,000籠)であったのに対し、東京は12.1%(同50万6,000籠, 7万籠)にすぎなかった。ところが翌1932年には横浜66.9%(同4万6,000籠, 9万3,000籠)に対して東京21.8%(同36万6,000籠, 10万3,000籠)となって出荷量ベースで横浜を逆転し、1934年の東京の地方出荷率は27.3%(同42万8,000籠, 16万2,000籠)へと拡大する。つまり、1932年を境とした地方に対する東京の出荷量拡大が京浜の地方出荷率上昇として結実したことが判明する。この背景として、『神田市場史』の記述を掲げておこう。

に大輸出をなすべく大仲次業を開始したのであるが事業は年々隆盛に赴き、現在は平壤、天津、青島に各支店を置く外、内地にも尾道、三田尻、都城等に直属の店舗を置いて大量卸売をなしてゐ」といふ(林, 前掲『バナナ界早わかり』325-326頁)。なお、1935年の主要仲買人の取扱額は以下の通り。西山真平(下関)45万円, 加藤信助(横浜)42万円, 高田庄吉(下関)38万円, 北条亀吉(東京)29万円, 深野鉄之助(東京)26万円, 深見浜助(東京)25万円, 梅田利市(東京)24万円(林肇『バナナ年鑑』経政春秋社, 1936年, 148-151頁)。

大正十四年四月、高雄 - 横浜間の直航路が開始され、大消費市場である東京へ直送する事の出来る便利を得るに至ったが、何としても横浜入港の弱身で……横浜から舢舻にて浜町河岸に着け、それを牛馬車で佐久間河岸に持ち込むという不便であって、特に東京方面を客相手にするバナナ専門問屋は、荷捌が一日遅れるので、横浜側に敵し難く、常に切齒扼腕したものである⁸⁶⁾。

前章で詳しく論じたように、高雄 - 横浜線の設定は京浜市場のシェアを大きく高めることとなったが、東京へは横浜港 - 浜町河岸 - 佐久間河岸を経て神田市場へバナナが搬入されており、横浜に所在する荷受問屋と比較して不利であったことが述べられている。ところが、1932年に東京港の芝浦岸壁が完成し、定期航路の終点が芝浦に変更されると、「横浜仕向品は逆コースをとることとなり、最近は東京横浜共芝浦より自動車にて陸送」することになったという⁸⁷⁾。つまり、芝浦岸壁の完成および高雄 - 横浜線の芝浦延伸は東京への貨物搬入を容易とし、その結果、東京からの地方出荷が促された⁸⁸⁾。そして、かかる結節機能の強化が前掲第6図に示したような京浜市場の荷受量拡大へとつながっていったものと考えられるのである。

おわりに

以上、植民地台湾におけるバナナ移出の展開を事例に戦間期における青果物流通の展開を検討してきたが、最後に「はじめに」で設定した2つの論点に従って本稿で得られた知見をまとめておこう。

まず本稿は、戦間期におけるバナナ流通の変容過程を国内青果流通機構との関係や比較から検討することを第1の論点として設定した。そして本稿に対置すべき研究として、(1)産地と消費地の商品売買をせり取引とした1923年の中央卸売市場法の成立およびその後続く中央卸売市場の設置は、消費地における仕切価格を公表することにしたため、これを契機として生産者が流通過程に進出した、(2)この流通機構は行政主導で形成されたため、「官僚統制的性格」を有するものであった、とする三国の諸成果を取り上げ、三国が事例とした青森県のリング移出取引との比較検討を行った。この比較検討を通じて得られた本稿における知見は以下の通りである。第1に本稿が事例とした植民地期台湾のバナナ移出商の場合、過当競争に起因す

86) 神田市場協会神田市場史刊行会、前掲書、1115 1116頁。

87) 台湾青果同業組合聯合会、前掲『創立十年史』、113頁。

88) 台湾青果『バナナ地方行調』(1939年)によれば、東京を経由したバナナは、関東地方だけでなく、東北地方全域および山梨、長野、新潟にも再移出されている。第1次大戦後における東京市の消費市場・集散市場機能については、老川慶喜「第一次大戦後の東京市貨物集散状況と小運送問題」(老川慶喜・大豆生田総編『商品流通と東京市場 幕末～戦間期』日本経済評論社、2000年)を参照されたい。

る不利な取引制度によって彼らの収益性が強く圧迫されていたため、中央卸売市場が登場する1920年代初頭の段階において移出商の活動はすでに弱体化していたこと、それゆえ流通の掌握をめぐる生産者と移出商の対抗関係は先鋭化せず、すぐさま収斂したことである。これは、生産者の流通過程への進出を基調とする1920年代における青果物流通機構の変容過程が、それ以前に取引を担っていた移出商と生産者・消費地問屋の関係性や彼ら自身の収益基盤の強弱に規定されたこと、したがって中央卸売市場の登場と流通機構の変容を実態的に検討する場合、法制度や政策思想を観察するだけでは不十分であることを明らかにした。第2に、台湾総督府や台中州をはじめとする植民地行政は、バナナの流通機構を統制するうえで主導的役割を果たしたことを指摘した。ただし、植民地行政はすべての局面において支配力を行使しえたのではない。なぜなら、台湾青果の設立は既存の消費地問屋を荷受組合という形式で温存し、取り込むことを条件としたから、産地と消費地の利害関係が同社内外に強く残存したためである。それゆえ、かかる消費地問屋の存在はあらゆる局面において産地側が意図する行動のボトルネックとなったのである。

本稿は第2の論点として、近代的な交通手段と産地の形成過程を日本本国との関係性から論じた。「はじめに」で掲げた先行研究にも示されているように、現在の台湾におけるバナナの主産地は台中と高雄であるが、この産地形成は植民地期に形成されたものであった。ただし、高雄州に産地が形成される過程を説明する場合、単にバナナ栽培に適合的な環境や土地生産性の高さを指摘するだけでは不十分である。つまり、台中産バナナに比して産地価格が高くなるざるをえない高雄産バナナが日本国内に受容されるためには、台中産バナナに対抗しうる価格競争力が不可欠なものであり、これを担保したのが海上交通網による高雄 - 横浜・東京の直結であった。つまり、輸送コストの抑制、輸送時間の短縮、商品価値の保持を可能とする海上交通網が整備されることで、はじめて高雄はバナナ産地として登場しえた結論づけられよう。

次に本稿が積み残した問題を掲げて今後の展望を示したい。かつて橘川武郎・高岡美佳は、流通システムを考察する視角として「消費と流通と生産は三位一体で研究すべきである」と主張した⁸⁹⁾。本稿も可能な限り消費・生産と関連させた流通機構の考察を試みたが、とりわけ消費構造との関連については検討の余地が残されていると思われる。たとえば、本稿の最後で観察した消費地における仲買人の活動は、日本国内だけでなく、朝鮮・満洲を含む「帝国」の消費市場を拡大するうえで重要な役割を担っていたと思われるが、この点について本稿はほとんど解き明かすことができなかった。この問題は、別稿で改めて論じることとしたい。

[本稿は、2008年度科学研究費補助金若手研究スタートアップおよび2009年度立教大学経済学部プロジェクト研究「市場の地域性」の成果の一部である]

89) 橘川武郎・高岡美佳「戦後日本の生活様式の変化と流通へのインパクト」(『社会科学研究』48(5), 1997年3月, 111頁)。